

徳島県告示第五百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年八月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
株式会社和	徳島市北常三島町二丁目四八番地一	訪問看護ステーション青空	徳島市北常三島町二丁目四八番地一	訪問看護	令和二年三月三十一日	令和二年六月三十日
合同会社唯和	同 国府町井戸字城ノ内一七一二	デイサービス枳	同 国府町府中字市ノ窪五六五番地六	通所介護	同 五月二十五日	同
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一一番地一	セントケアショートステイ沖洲	同 北沖洲二丁目一一番地六一号	短期入所生活介護	同 二十八日	同
徳島三菱自動車販売株式会社	徳島市論田町和大開三番地の一	徳島三菱自動車販売株式会社福祉用具貸与事業部	同 論田町和大開三番地の一	福祉用具貸与	同 二十九日	同
有限会社坂本電器	美馬市穴吹町穴吹字岩手一番地四	有限会社坂本電器	美馬市穴吹町穴吹字岩手一番地四	同	同 十三日	同
		特定福祉用具	同	同	同	同



販売